

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

静岡県社会福祉士会

② 施設・事業所情報

名称：かぬき保育園	種別：保育所
代表者氏名：古田美穂	定員（利用人数）： 60 名
所在地：静岡県沼津市中瀬町 25-11	
TEL：055-932-6217	ホームページ：http://www.shinai-kai.jp/kanuki/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 昭和 49 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 信愛会	
職員数	常勤職員： 15 名 非常勤職員 8 名
専門職員	（専門職の名称） 名 看護師 1 名
	保育士 18 名 調理師 2 名
	栄養士 1 名 事務員 1 名
施設・設備 の概要	（居室数） 保育室 6・遊戯室 1 （設備等） 玄関自動ドア（暗唱番号）
	看護室 1・事務所 1・給食室 1 等 防犯カメラ（外周り）・昇降機（給食運搬用）

③ 理念・基本方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛・信頼・貢献 ・ 子どもの最善の利益・子どもの福祉の増進 ・ 家庭や地域社会との連携を図り、保護者と一体となって家庭養育の補完を行う。 ・ 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図り、豊かな人間性をもった子どもを育成する。 ・ 地域における子育て支援の拠点となるよう乳幼児等の保育に関する情報を発信し、相談に応じて、助言する等の社会的役割を果たす。 |
|---|

④ 施設・事業所の特徴的な取組

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ リトミック、コーナー遊び ・ 外部講師を招いた運動遊び、音楽の時間、英語遊び等 ・ 気になる子への支援 |
|---|

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3 年 6 月 2 日（契約日） ～ 令和 4 年 3 月 1 8 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（平成 18 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

- ・法人は保育部にアウトソーシングを活用し、専門的知見を要する外部監査と防火管理者を依頼し、園では負担軽減できた分、より保育業務に専念できる環境を目指しています。
- ・目標管理、自己評価チェックにより保育士の質の向上を図りつつ、園全体の質の向上に取り組んでいます。
- ・園庭の開放、育児相談、離乳食レシピの提供、音楽の時間の親子参加等を実施し、地域に対し広報誌等を活用し、保育所の機能を積極的、且つ、継続的に発信しています。
- ・公認会計士による監査支援を毎月実施し、指導事項に対して改善を図り、会計、処遇や、運営の透明性を高める取組をしています。
- ・保育士の相談対応として、法人内に相談体制のほか、理事面談、新人フォローアップを年2回、法人内の他施設に所属する人材育成委員が担当し、機会を確保しています。

◇改善を求められる点

- ・保育の実施にあたり、保育の標準的な実施方法が文書化されておらず、業務マニュアルでの対応となっており、保護者の要望等にも対応しながら、保育士の経験やOJTにより実施しているため、早期の文書化が求められます。
- ・園児のオムツ交換台や実施場所でのプライバシーは保育士の配慮に一任されていますが、設備等の工夫が求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

平成18年度に第三者評価を受審してから時間が経過しており、自園の保育や運営の在り方を振り返る為に受審しました。自己評価では職員と共に園の運営の在り方や日頃の保育を細部まで振り返ることができました。本園の抱える課題や今後の方向性を考える良い機会となりました。

訪問調査では、保育を保育士の経験やOJTにより実施していることを誰が見ても分かりやすい標準的な実施方法を文書化することまた、子どものプライバシーの配慮に対する設備の工夫等多岐にわたるアドバイスを受け、今後の保育や運営の改善に繋げていきたいと思いました。

社会福祉会の方の丁寧な対応で園の取り組みを積極的に評価していただき、私達も気付いていない部分も見直すことができました。

評価結果について、園全体で共有し保育の充実、質の向上に活かしていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント> 理念、基本方針は園の「しおり」やホームページに明示され、子どもを尊重する保育の考えは、職員の行動規範とし、研修等を通じ、説明と周知を図り、周知度は保育士の自己評価チェックにより把握するなど、継続的な取組みをしています。保護者に対しては、「しおり」の文字色を変える等、分かり易い言葉に置き換え、各保育室に掲示するなどし、周知に取り組んでいます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント> 社会福祉事業全体の動向については、法人及び関連の他の福祉事業で実施されていると推察されますが、保育所として、事業経営を取り巻く環境の動向についての把握分析は、出来ていません。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	b
<p><コメント> 「経営上の課題」と題する資料に、経営利益率、人件費率の目標値を示し、毎月、収益率、定員充足率を把握し、課題改善に向けた取組をしていますが、「経営の課題」の資料の周知は、保育所の主だった職員に限られ、定期的に開かれる経営会議での説明はしていません。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント> 中長期事業計画は今年度改めて策定しています。設備と整備に関しては事業内容が明らかにされ、予算化もされていますが、他の事業課題については数値目標がなく、達成目標に留まっています。計画の見直し時期は、予定期限として設定していますが、令和3年度が中長期事業計画の開始時期であり、見直しの実績はありません。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント> 単年度計画及び収支計画は、中・長期事業計画の課題を反映して策定しており、単なる行事計画ではなく、課題・目標を示していますが、数値目標や成果設定が十分ではなく、実施状況の評価基準は十分な内容ではありません。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント> 事業計画の策定にあたっては、保育については幼児クラス、乳児クラスの担任から意見を吸い上げ、それらの情報を基に主任・副主任・リーダーで作成しています。また、事業計画は職員会議や園内研修で周知し、定員充足率や収益率の把握、毎月、法人内の他の4保育所の代表者間で検討・見直しを行い、法人の内部監査や補正時の役員会で報告・評価されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント> 事業計画の主な内容を「しおり」に記載し、入園式で配付、説明しています。また、事業計画の要点の説明は保護者会で説明し、各保育室に主要内容を抜粋し、分かり易い言葉で表した掲示物を常時掲示し、保護者の来園時に目にする機会を増やす工夫で、周知を図っています。しかし、保護者の事業計画への参加を促す観点からの、周知や説明は行っていません。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント> 保育の質の向上の一環として、保育士は年2回、自己評価チェックを行っています。保育士の自己評価チェックの項目の中には、保育士自身に関する項目以外にも、保育の質に関連する評価項目があり、内容は集計、分析の上、グラフ化し、</p>		

組織としての検討の場となっています。第三者評価は法人内で受審の順番を定め、定期的に実施しています。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント> 保育士の自己評価チェックは毎年、実施し、集計しています。その中の保育の質に関する回答結果も集計・分析し、グラフ化して職員に配付し、共有化を図っていますが、保育の質の改善を計画的に行っているとは言えません。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント> 園長の役割や責任を職務分掌で示し、虐待防止マニュアル、感染症対策マニュアルには園長不在時の権限委任を明示していますが、保育所の経営管理に関する方針や、取組について職員への周知が十分とは言えません。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント> 行政主催の研修や、近隣保育所の園長会への出席、防災研修会、児童虐待対応や自立相談支援センターの業務、経理基礎講座等の勉強会に参加して、法令やルールの把握に努めています。また、職員会議や園内研修で報告はしていますが、環境への配慮等も含む幅広い分野についての、遵守すべき法等の研修等への参加は十分とは言えません。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント> 職員の年2回の自己評価と個別面談により、保育の質の現状について評価・分析を行い、保育の質の向上について、個人面談で職員の意見を集約し、業務に反映するための取組を行っています。また、職員の研修機会を作るために、非常勤職員の確保への取組を行っています。しかし、保育の質の向上について、話し合いの記録が整備されておらず、組織内で保育の質の向上に向けた具体的な体制の構築までには至っていません。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント> 毎月の経営分析や、職員の配置調整を行い、登校園管理システムでの出欠管理や、情報を保護者に一括提供するシステムの導入等で、職員の働きやすい環境整備を図っています。しかし、経営の改善や業務の実行性の向上に向けて、組織内の意識形成や、体制作りまでには至っていません。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント> 人員体制についての基本的な考えや、大まかな人材確保計画はありますが、交替要員の確保など、具体的な計画までにはなっていません。人材育成については、法人内研修、外部研修で実施され、学校訪問や仕事フェアに参加し、人材の確保に努めています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント> 保育所の内部資料の人材計画の中に「期待される職員像」を示し、人事基準の考課表は非常勤を含む全職員に配付し、自己評価を含む人事考課制を実施しています。職員の処遇水準については研修受講実績等で評価し、給与に関しては民間保育園職員給与基準を活用し、近隣保育所との整合を図っています。しかし、人事考課の到達目標の明示がなく、キャリアパスの仕組みにはなっていません。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント> 労務管理については、就業規則にハラスメント禁止条項等を規定し、責任体制を明らかにしています。また、働きやすい職場づくりに向け、非常勤職員の採用を計画的に行い、月毎に有給休暇の取得状況や、時間外就労の状況をチェックし、年度の前期・後期での職員面談を通じ、就労状況についての聞き取りを行っています。職員の健康管理や、労働状況に関する相談や、人材確保・定着について、年2回の個別面談の機会を設け、園長の責任の下で園長・看護師・主任保育士の対応のほか、法人内の研修・採用フォローアップ部署の相談体制や、法人に他施設に所属する人材育成委員が相談に応じる制度があります。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント> 業務目標、役割目標、キャリア目標を含む個人の目標管理制度を実施し、目標達成の進捗については、自己評価に基づき中間面接で確認し、年度末に達成状況</p>		

を把握しています。しかし、中間面接等での目標の変更や、継続性の支援はみられず、目標設定については、協議等の資料はなく、保育士個々の申告的な内容となっています。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント> 「期待する職員像」の文章は、年度当初に法人の園長会の際に、キャリアデザインの中で明示・説明し、職員には園内研修で資料を配付・説明し、法人の研修計画は研修受講を基準に管理されています。法人内研修や園内研修の計画・実施、研修内容やカリキュラムの評価・見直しは、前年度と比較し、毎年、2.3月に次年度の予定を組む前に実施しています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント> 新入職員研修は、新入職員研修資料に記載された「OJTの基本」に沿って進め、法人での研修、保育所での研修も職務に応じて実施しています。受講した研修を、個別に把握、管理し、スキルアップに資する取組とし、勧奨すべき外部研修は、職員の更衣室に掲示し、周知を図っています。また、限られた人員の中で、職員一人ひとりに研修の機会を設けるよう配慮しています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント> 実習生の「保育に関する専門職」としての育成のための基本姿勢を「実習生受入マニュアル」に示し、養成校の巡回面談や連絡会への参加を通し、連携を図っています。しかし、実習指導者に対する研修や、個別の実習プログラムはありません。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント> 運営の透明性を確保するために、理念、基本方針、保育内容、事業計画及び報告、予算決算等をホームページで適切に公表し、苦情相談についても3か月毎に、その有無を広報誌で発信しています。さらに、広報誌は近隣自治会にも配布・回覧し、保育所の資源を活用した「プレママ体験」等の実践や保育内容を紹介し、保育所としての役割を明確にするように取り組んでいます。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント> 事務分掌を整備し、職制ごとの権限及び責任に関する一覧も示し、職員</p>		

への周知を図っています。法人の方針により、内部監査ではなく、毎月、外部監査を実施することで、より専門的な指導・監査支援を経営改善に生かしています。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント> アレルギー科医院や、幼児の言葉に関する相談機関等、関係機関一覧を作成の上、情報提供を行い、玄関掲示スペースには資料等の掲示をし、種々の社会資源の紹介や、推奨を行っています。また、地域行事への参加や、園外保育の必要性を示し、沼津商店街の仲見世に七夕飾りの提供や、系列の高齢者施設との交流を図っています。しかし、地域との係わりについての基本的な考え方の文章は見られず、地域のイベントや相談会の情報誌等の情報提供のみで、地域の行事や活動に参加する際の職員や、ボランティアによる支援体制は整っていません。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント> ボランティアの受け入れや、地域の学校教育への協力に関する基本姿勢と、ボランティアの事前説明や、登録手続き等は、「ボランティア（体験学習）受入マニュアル」に示されていますが、マニュアル内に位置付けられている「ボランティア・体験学習のしおり」はありません。県立沼津工業高校建築科の「手作りおもちゃ」の作成協力は具体的な事例として意義深いです。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント> 当該地域のアレルギー科医院や、子どもの言葉の相談に関する機関を含む、関係機関のリストを作成し、常時、事務所内に掲示し、共有化しています。また、毎月の保育園園長会、年一回の子ども家庭局との連絡会に参加し、情報共有を図っています。このネットワークにおいて近時、児童相談所及び子ども家庭課と一時保護に関する事案について、協働対応をしています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント> 園庭の開放や専門職員による相談を通じ、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めており、地域住民からの子どもの遊び場に関するニーズに対し、外部講師による音楽の場を提供するなどの実践をしています。しかし、関係機関・団体、民生委員・児童委員等との連携や協議によるニーズの把握はできていません。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 事業計画概要に「地域支援」を明示し、地域の子育て中の家庭に対し、庭園を開放し、離乳食レシピの提供や、音楽に親しむ機会と場の提供、育児相談等保育所の有する機能を活用し、具体的な地域ニーズへの支援を行っています。災害時における地域連携や、コミュニティの活性化、街づくりへの貢献といった積極的な活動には至っていません。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 子どもを尊重した保育の実施は理念、基本方針、保育所の業務マニュアル、「保育の心構え」に謳われ、新入職員研修、継続研修を通じ、人権尊重や個人差への理解の周知を図っています。また、子どもが互いに尊重しあう保育、性差への先入観による固定的な対応をしない取組み、保育士の自己評価チェックにより、その実践が見直し、PDCAの対応をしています。また、外国人向けの「たより」を作成し、文化の違いの相互理解に取り組んでいます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント> 法人のコンプライアンスマニュアル、保育所の業務マニュアルに、プライバシーの保護が謳われ、新入職員研修や継続研修で理解を図っています。また、保護者には従来の連絡網をメール配信に変え、入園時に個人情報使用の同意書を徴収する等、プライバシー保護の取組をしています。一方、オムツ交換台等でのプライバシーへの配慮は保育士に一任され、環境の整備や重要事項説明書にプライバシー条項が無く、取組みが十分とは言えません。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> パンフレットを、市役所や法人の関連施設に置き、ホームページや「しおり」、広報誌等にイラストやグラフ、写真を多用し、理解しやすい配慮をしています。利用希望者等の見学は、電話等で予約の上、適時、対応しています。特に6か月未満の子どもには、画一的な説明にならないよう取り組んでいます。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント> 保育の開始については、重要事項説明書により、変更については「お知らせ」や、「園だより」でその都度説明し、保護者の意向に配慮しています。入園時の「しおり」には写真を多用し、用意する物の一覧や、名前を付ける位置を明示し、理解しやすい工夫をしていますが、特別な配慮を必要とする保護者に対しては、ケースバイケースの対応となっており、ルール化はしてません。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント> 転園・退園に関しては法人で継続性に配慮した手順と引継ぎ文書をマニュアル化し、退園後の相談については、クラス担当が窓口となる体制を取っています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント> 保護者に対するアンケートを実施し、集計分析をしていますが、保護者会での利用者満足の把握はしておらず、アンケートや個別面談等の結果の利用者満足に関する検討会等の設置はしていません。また、アンケート内容は満足度を問う形式で、選択肢が限定的なため、改善策の把握には十分ではありません。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント> 苦情解決についてマニュアルを整備し、入園児のしおりで体制と連絡先を記載し、苦情受付者、苦情解決責任者、第三者委員を明示し、周知しています。、苦情の経緯、解決方法については担当者会議で報告、職員会議で共有化しています。また、「園だより」に苦情申出の用紙欄があり、切り取って事務所前の「声の箱」に投函する方法を取っています。苦情に対しは、3か月に1回、広報誌や掲示等によりフィードバックに努めています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p><コメント> 相談や意見について、入園式の「しおり」で複数の方法があることを説明し、広報誌に苦情・相談欄を設け、切り取って事務所前の「声の箱」に投函する方法も実施しています。また、相談のための部屋はありませんが、相談しやすい部屋を確保して対応しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に	b

	対応している。	
<p><コメント> 保護者からの相談・意見を受けた時のマニュアルを定めており、相談しやすい環境を整え、玄関に「声の箱」を設置し、いつでも投函しやすくしています。対応手順は、苦情受付と同様な仕組みとし、見直しは定期実施時に、必要に応じて実施しています。意見等に基づく保育への反映として、交通安全、送迎時のバスの昇降について、保育を通して子どもたちにルールの説明をしていますが、回答待ちの期間については予めの定めはありません。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント> リスクマネジメントに関する責任者は園長で、各クラスのリーダー、主任、副主任で話し合う体制ができています。ヒヤリハット・事故の事例は、事故発生報告書に記録・分析し、その結果は園内研修等で職員に周知を図っており、必要な場合は保育の見直しを行っています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント> 感染症対策は、看護師を責任者とし、マニュアルを整備し、職員には園内研修を実施し、周知を図っています。保護者には保健だよりの配付と、園内の掲示で周知を図り、外国人に対してはカタカナ仕様等の工夫をしています。保育の中では手洗い、うがい等に努めていますが、年齢的にもうがいのできない子どももあり、喉に菌の付着している時間を減らし、早く胃に流してしまう目的でお茶を飲ませています。随時、看護師の予防の指導を受け、保育に反映させ、外国人の保護者には、カタカナ仕様でわかりやすい情報を提供しています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント> 園のほど近いところに狩野川があり、災害発生時に関するマニュアルを作成し、対応体制を決め、月1回、避難訓練（消防署との訓練は年2回、コロナ禍で訓練が難しい中、分散訓練を実施）で災害発生に備えています。責任者を定め、食料品・備品の備蓄をしています。保護者には市の防災訓練に参加するよう促していますが、園と自治会との合同訓練はしていません。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント> 標準的な方法として具体的なものにはなっていませんが、保育にあたり、職</p>		

員の態度や姿勢の明示を記載した業務マニュアルはあります。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント> 標準的実施方法に具体的記載がありませんが、業務マニュアルについては見直しに関する時期や方法は組織で定めています。また、保護者へ保育内容の発信をし、スプーンの使い方や着替え、食育等で保護者の要望、提案をいただき、必要であれば随時見直し、保育に反映させています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p><コメント> 指導計画書の作成は各クラスのリーダーが担当し、アセスメントの様式を定め、入園時、進級時に実施し、また、必要に応じ、再アセスメントをしています。アセスメントに当たっては、職員や園の関係者が横断的に参加しています。指導計画書の中に保護者の意見を反映し、指導計画書の作成では必要に応じ、医療機関、療育機関と連携しています。支援困難ケースでは、個別対応を図り、臨床発達心理士の巡回相談を活用し、保護者とも支援の方法を共有しています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント> 指導計画の見直しは業務マニュアルに基づき年2回実施し、保護者とは個別面談を持ち、保護者の要望を聴取し、指導計画に反映させています。見直し後の計画は、クラス担任、主任、園長が確認し、評価した結果は、次の指導計画作成に生かされています。また、PDCAのサイクルで動くことは理解できていますが、手順や仕組みは十分ではありません。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント> 業務マニュアルで保育に関する記録は保育日誌や個別ファイルに記録し、記録の書き方は記録の要領を規定し、主任、副主任が指導しています。保育に関する記録は保育日誌や個別ファイルに記録されています。情報の流れは朝会でその日のことを全体に周知し、担任から園長までの流れになっています。会議は乳児部会、幼児部会、リーダー会議、運営会議、職員会議の流れで、情報の共有は情報アプリを利用しています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント> 子どもに関する記録の管理や、個人情報の保護については、業務マニュアルで、個別ファイル等は所定の場所に保管の上、施錠し、記録の責任者は園長になっています。職員へは新人研修を実施していますが、十分ではありません。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	b
<p><コメント> 計画は子どもの最善の利益、子どもの福祉の増進の理念に基づき、保育方針を設定し、年齢に合わせた保育を実践することにより、保育園での生活が子どもにとって最善の場になるよう配慮しています。全体的な計画の見直しは、年度末に評価を行い、前年度の反省に基づき次の計画に生かしていますが、主として園長が作成しており、職員の参加が十分とは言えません。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント> 室内環境に関するマニュアルを作成し、各クラスに温度・湿度計を設置し、採光も十分に取れ、特に換気については気を配っています。乳児室は床暖房を完備し、縫いぐるみは毎日洗い、おもちゃは消毒剤で洗浄し、寝具の収納場所は、毎週、金曜日に布団を持ち帰った後に、押し入れの内部を消毒し、開口部を全開にして、換気を行い、手洗い場、トイレは清潔に保たれています。また、コーナーを活用し、子どもたちが遊びやすい環境を作っています。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント> 朝会の確認用のリストで子どもたちの様子を確認し、日々の保育に生かしています。また、職員配置に余裕があり、子どもの気持ちや感情を、受け入れる体制が整っています。職員は共感を示す言葉、気持ちを代弁する言葉を、日々の保育の中に生かし、「保育士の心構え」の研修の下、家庭的な雰囲気大切に、大声や、せかすなど、抑制的なことばは使わないようにしています。自己評価の中で、子どもに向かっての話し方は、職員自ら気が付けるように心がけています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの発達に合わせ、柔軟な保育を心がけ、基本的な生活習慣を身につける保育は、強制せず、自発性を重んじ、様子を見ながらその子が困らないように心がけています。また、これでなければ「だめ」という評価はせず、子どもの状態を見ながら保育内容を組み、個別に対応することもあります。さらに、基</p>		

<p>本的な習慣では箸の使い方やスプーンの持ち方等は、食育の一つとして支援しています。</p>			
A⑤	A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが興味や、楽しみが持てるように環境を調整し、月一回の異年齢保育の時間を設け、グループ活動で縦割り保育を行っています。廃材やカプラを使った物作りを通して協働意識を高め、自然の中での遊びや、1・2歳合同でトランポリンの時間を持ち、園庭の使い方等は未満児と以上児とで、予定を立て使い分けをしています。社会的なルールは紙芝居の利用や交通安全教室を活用し、自然との触れ合は、近くの山、どんぐり拾いや川の土手の散歩で、また園庭の畑で作物の栽培収穫を行い、幼虫探しも活発に行っています。社会体験では老人ホームとの交流や土手で出会った人たちとの交流も積極的に行っています。</p>			
A⑥	A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園での睡眠は5分刻みの時系列で記録を可視化して健康のチェックを行い、食事は残したものを保護者に知らせています。また、家庭での様子は毎日の連絡帳に内容を細かく表記する工夫をし、日々の保育に活用しています。また、十分な保育士の配置で、対一の関係を大切にしています。おもちゃも16:30以降は別のもので用意して変化をつけ、子どもの発達にも合わせて活動の場を用意しています。外国人の保護者に対しては、より丁寧にわかりやすい対応を図り、文字はカタカナを使用し、栄養士が離乳食の支援のもと、家庭と連携しています。</p>			
A⑦	A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが自分でやれる気持ちを大切に、環境を整備し、安全に留意しながら見守り、必要に応じて保育士が支援に入っています。手作りおもちゃや、子どもが興味を示す遊びの工夫を行い、砂場遊びも積極的に取り入れています。また、心の発達にも配慮し、子どもの心を受け止め、子どもたちの行動を受け入れながら、お互いの思いを言葉に出して考える場を作り、時には保育士が子どもたちの気持ちを代弁することもあります。異年齢との関わりは遊びを通して、合同保育の時間を設けています。保護者との連携は登降園時の会話を大切にし、連絡帳で情報を共有し、個人面談の機会も設けています。</p>			

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>〈コメント〉 各年齢の特性に合わせ、クラスでの集団生活と個の生活を大切にしています。特に身体活動が活発になってくる年齢となるため、今は運動会を前に異年齢の活動や縦割りの活動の機会を作っています。5歳児クラスでは近隣小学校との交流や地域広報誌により、園の様子を知らせています。保護者に対しては、保育参観ができない今、普段の子ども達の様子を動画配信で紹介しています。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>〈コメント〉 障害特性を理解し、子どもに合わせた環境を整備しています。保育に当たっては一斉活動の場と個別の活動を組み入れることで、子どもに無理のない保育を実践しています。保護者と個別の面談を行い、家庭での様子、園での様子の情報を共有し、必要に応じ、医療機関への同行をしています。月一回の臨床発達心理士による巡回指導での助言を日々の保育に生かし、職員会議で職員間の情報を共有し、キャリアアップ研修を行っています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>〈コメント〉 長時間保育となる中で、子どもの様子を見ながら、活動と休息、自由遊びを組み合わせています。乳児、幼児は別クラスで過ごし、遊びの場、おもちゃ、子どもの状態把握に努め、特に4時30分以降の合同保育には注意を払い、目先を変えて、夕方用の別のおもちゃを準備し、子ども達が楽しく生活できるように工夫しています。食事を各クラスで時間設定し、ゆっくり食事がとれるように配慮し、おやつは午後3時（18:00以降は再度お菓子の提供）に設定しています。引継ぎの人数確認の実施は、出席簿に引継ぎ事項を添付、口頭で引き継ぎ、ヒヤリーハットの報告、時間を決めてチェックをし、保護者との連携は口頭で伝え、連絡帳、連絡アプリを活用しています。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>〈コメント〉 就学に向けて全体的な計画、指導計画、年間、月間計画に明記しています。小学校に向けて保育の中で意識が持てるよう、給食時、食事マナー、食事時間、箸の使い方、散歩時に交通安全、社会的なマナー、生活リズムが整えられるよう支援し、保護者に対しては面談を通して、保護者の気持ちを聞き、安心ができるような手だてをしています。就学前の学校説明会への参加と、学校との合同研修会に参加し、保育所児童保育要録を学校に提出しています。</p>		
A-1-(3) 健康管理		

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルを作成し、全体的な計画の中に、年間、月間の保健健康計画を明記し、毎月、保健だよりを発行し、園内に掲示すると同時に、保護者に配付しています。また、既往症については健康手帳、毎日の朝会でその日の体調、受診等の情報を記載し、周知を図っています。SIDSの防止のために、午睡時に時間を決めてチェックをし、保護者への周知については入園時に説明し、ポスターやお便りで伝えています。</p>		
A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント> 健康診断、歯科検診の結果は、健康手帳で保護者に報告し、クラス担任に周知しています。また、保育への反映はクラス指導計画、個別指導計画に位置づけ、歯磨き指導や食育については保健だよりで伝え、パネルシアターを使って、歯磨き指導や食育指導で食事指導等を行い、必要に応じて個人面談に活用することもあります。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもについては保育所におけるアレルギーガイドラインに基づいて対応しています。特にアレルギー献立、受け渡しチェックでは配膳方法について文書を持って周知し、給食の現場で実施しています。保護者との連携は保護者、園長、担任、栄養士が入り面談を行っています。慢性疾患を持った子どもの対応はリストアップして職員が情報を共有しています。職員研修は食育アレルギー研修（外部研修）と園内研修を実施しています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント> 保育の全体計画の中に食育計画を位置付け、指導計画に反映し、畑で作物を栽培し、乳児クラスでは保育士が1対1の対応をし、それ以上のクラスでも一つのテーブルに一人の保育士が入り、安心して食事が摂れるよう対応し、食育指導を実践しています。子どもの発達に合わせ、保育士による給食指導、食器等にも配慮しています。（陶器使用で安定性のよい物）、食事量については無理のないよう個人差に配慮し、偏食に関しては、少しずつ、食の経験の幅を広げています。5歳児クラスでは食品の三食分けを利用して、栄養に関心が持てるような機会を作っています。家庭との連携は献立表、給食サンプルの提示、食育だよりの配付、レシピ等も用意してあります。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント> 食育会議を月に1回開き、各クラスの意見を確認し、残食調査、検食の結果を献立や調理に生かし、体調の悪い子には代替給食を提供しています。食材については地産地消に心がけ、行事食を取り入れ、子ども達が楽しく食事が摂れるように工夫しています。調理員、栄養士が給食を共にする時間を設け、衛生管理についてはHACCPに沿った管理を実施しています。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント> 家庭との連携は0歳、1歳、2歳では毎日連絡帳で情報を共有し、4歳5歳では随時、連絡帳を活用しています。面談の機会を設け、保育の内容を相互に理解できる機会を持ち、話し合いの結果は記録に残しています。コロナ禍で保育参観の機会を作ることができず、動画配信、写真等を掲示し、子どもたちの日々の様子をお知らせしています。また、虐待、母子、父子家庭の支援に入り、保育日誌に記録しています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント> 登降園時の声かけを大切にし、保護者の様子確認に配慮しています。相談体制は定期的な面談と必要に応じて相談に入れる体制が整っています。話しやすい環境を作るために、普段の会話を大切にしています。相談の結果は適切に記録に残しています。相談を受けた保育士が適切に助言できるように、月1回の臨床発達心理士の巡回相談、園長、信愛会（法人）の職員の助言が得られる体制を整えています。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント> 着替えの時、衣服の汚れや食事状況等で家庭の養育状況を確認し、虐待等権利侵害の可能性を感じた場合は、朝会で情報の共有をしています。予防措置として、保護者の様子や子どもに何か変化が認められた時には、声かけや相談対応をしています。虐待等権利侵害のマニュアルを整備し、関係機関との連携は沼津市のこども家庭課、児童相談所と連携を図っています。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント> 年2回の自己評価を実施し、各クラスで評価・反省を行い、保育士個人の振り返り、意識の向上にはつながっていますが、園全体の意識の向上の取り組みには至っていません。自己評価と園の支援の相互性についての理解が薄く、今一つの踏み込みが求められます。</p>		

